

別表 1

(◎：必須、○：該当がある場合のみ提出)

項目	認定	変更認定	更新	変更の届出（第8条）		留意事項等
				(1) 労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更	(2) (1)以外の変更	
申請書（様式第1号）	◎	◎	◎	—	—	
変更届出書（様式第7号）	—	—	—	◎	◎	
添付書類			※1	—	※2	※1 既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可 ※2 当該変更に係る書類を添付すること
① 定款	◎	◎	◎	—	○	特定地域づくり事業の内容及び組合の活動範囲である地区、出資1口の額を定款で定めること
② 登記事項証明書	◎	—	◎	—	○	
③ 役員の住民票の写し及び履歴書	◎	—	◎	—	○	
④ 事業計画（様式第2号）	◎	◎	◎	◎	○	
⑤ 収支予算（様式第3号）	◎	◎	◎	◎	○	
⑥ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	◎	—	◎	—	○	・可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるものであること。 ・最近の事業年度における決算は終了しているものの総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書を確認し納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合には、当該貸借対照表及び損益計算書であれば問題ない。また、設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の申請に係る場合は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみ提出。なお、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日時点では基準資産額を満たしていない場合、申請時時点の貸借対照表も併せて提出すること
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援に関する規定	◎	—	◎	◎	○	・教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とすることから、当該取扱いが記載された就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条第1項第2号。）又は労働契約の該当箇所の写し等。 ・派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し。
⑧ 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	◎	—	◎	◎※3	○	派遣元責任者と役員が同一である場合においては、提出は不要
⑨ 派遣元責任者の受講票の写し	◎	—	◎	◎※3	○	厚生労働省告示（平成27年厚生労働省告示第392号）に定められた講習機関が実施する派遣元責任者講習（労働者派遣法施行規則第29条の2）を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書（申請の受理日前3年以内の受講日のものに限り）」の写し。
⑩ 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	○	—	○	○	○	当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者の場合のみ提出。
⑪ 派遣労働者の解雇に関する規定	◎	—	◎	◎	○	労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。
⑫ 派遣労働者に対する休業手当に関する規定	◎	—	◎	◎	○	労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。
⑬ 労働派遣事業を行う事業所ごとの個人情報 の適正管理及び秘密の保持に関する規定	◎	—	◎	◎	○	本規程には、次の事項が含まれていること。 (1)個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 (2)個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項 (3)本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む）の取扱いに関する事項 (4)個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
⑭ 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を称する書類	◎	—	◎	◎	○	(1)納税関係書類（設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は提出不要） ・最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則別表1（2）及び4は、必ず提出すること。） ・納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの） (2)労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用权を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。））
⑮ その他知事が認める書類	○	○	○	○	○	

※1 既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可

※2 当該変更に係る書類を添付すること

※3 当該組合が労働派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き専任した場合は、その履歴書及び受講証明書は提出不要。また、この選任した派遣元責任者の住所に変更がない場合は、住民票の写しも提出不要。